

第6節 ICT利活用の推進

1 概要

1 これまでの取組

2000年（平成12年）に情報通信技術戦略本部が設置され、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）^{*1}が制定されて以降、我が国では、e-Japan戦略を始めとした様々な国家戦略を掲げ、ICTの利活用を推進してきた。これらの方針を踏まえ、総務省では、少子高齢化とそれに伴う労働力の不足、医療・介護費の増大、自然災害の激甚化など、我が国が抱える社会・経済問題の解決に向け、医療・健康、地域活性化など様々な分野におけるICTの利活用の推進を進めてきた。

2 今後の課題と方向性

我が国は、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大以前から少子高齢化などの深刻な社会課題を抱えており、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠と言われてきた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長引く中で、社会全体におけるICTの利活用の推進はますます重要となっている。

ICTを活用することで、単純業務や定型業務を機械が代替することやより付加価値の高いサービスを生み出すことが可能となり、企業活動の生産性を高めることが期待される。特に、中小企業をはじめ、十分な労働力の確保に苦しんでいた企業の成長に貢献すると考えられる。

また、企業によるICTの利活用により、情報銀行などの新たなビジネスモデルの創出が可能となるほか、キャッシュレス決済やクラウドサービスの推進が進むことで企業と国民の両方が便益を享受することができ、我が国の経済活性化につながることを期待される。さらに、企業などでのAIの活用により我が国の経済や社会に多大な便益を広範にもたらすことが期待されており、安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装が求められている。

また、第3章第8節でみたとおり、全体的にはICTの利活用が進展している一方で、年齢や地理的条件などによってインターネット利用率に一定の差異が見られるところである。今後、「誰一人取り残さない」デジタル化を実現するために、高齢者を含む国民のデジタル化への不安感・抵抗感を解消し、デジタル活用能力の向上に向けた取組を進めるなど、年齢的・地理的条件などによるデジタル格差を是正することが必要である。

近年のスマートフォンの急速な普及に伴い、多くの青少年がSNSやオンラインゲームなどのいわゆるソーシャルメディアを利用するようになっている。スマートフォンやSNSなどの利用によるリスクとその対応策を理解した上でそれらを安心・安全に利用することができるよう、青少年及び保護者、学校などの関係者含む社会全体のメディア情報リテラシー^{*2}の向上を図ることが非常に重要となっている。

^{*1} 同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）により廃止された。

^{*2} UNESCOにより提唱された、メディアリテラシーと情報リテラシーを統合した概念であり、ニュースリテラシーやデジタルリテラシーなど他の様々な関連するリテラシーの概念を包含する。個人的、職業的、社会的な活動に参加し従事するために、批判的、倫理的、そして効果的な方法で、市民が、さまざまな道具を使いながら、あらゆるフォーマットの情報やメディアコンテンツを共有するだけでなく創造することができ、アクセスし、探索し、理解し、評価し、活用することができるようになるための一連の能力を表す。

2 社会・経済的課題の解決につながるICTの利活用の促進

1 ローカル5Gの推進

ア ローカル5Gの概要

ローカル5Gは、携帯電話事業者による5Gの全国サービスと異なり、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や自治体などの様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、様々な課題の解決や新たな価値の創造などの実現に向け、多様な分野、利用形態、利用環境で活用されることが期待されている。

イ 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

ローカル5G普及のための取組として、総務省では、2020年度（令和2年度）から、現実の様々な利用場面を想定した多種多様な利用環境下で電波伝搬などに関する技術的検討を実施するとともに、ローカル5G等を活用したソリューションを創出する「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」に取り組んでいる。

また、工場、農地、交通、医療、建設現場、災害現場など様々な場面でのローカル5Gの導入を推進していく観点から、それぞれの分野を所管する関係省庁、それぞれの事業分野を代表する関係団体、各地域のローカル5G推進組織などから構成される「ローカル5G普及推進官民連絡会」が2021年（令和3年）1月に設立され、ローカル5G導入主体などと関係政府機関、通信事業者、ベンダーなどをつなぐハブ機能を担っている。

ウ 税制による整備促進

安全で信頼できる5Gの導入を促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力を強化することを目的として2020年度（令和2年度）に5Gの導入を促進する税制が創設された。令和4年度税制改正では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方での基地局整備促進に向けた見直しを行った上で、適用期限が延長された。具体的には、全国5G基地局及びローカル5Gの一定の設備に対して税額控除又は特別償却を認める特例措置については、対象となる設備などの見直しを行うとともに、今後3年間で地方を中心に集中的な整備が図られるよう、税額控除率を最大15%から段階的に引き下げる設計とする見直しを行った上で、適用期限が2024年度（令和6年度）末まで延長された。また、固定資産税の特例として、ローカル5Gの一定の設備について取得後3年間の課税標準を2分の1とする措置については、所要の見直しを行った上で、適用期限が2023年度（令和5年度）末まで延長された。

2 テレワークの推進

ア テレワークの概要

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、子育て世代やシニア世代、障害のある方も含め、一人ひとりのライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、災害や感染症の発生時における業務継続性を確保するためにも有効である。また、収入を維持しながら、住みたい地域で働くことが可能となるため、都市部から地方への人の流れの創出等の面においてもメリットをもたらし得る。

2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークは、出勤

抑制の手段として、都市部を中心に広く利用されるようになった。一方、中小企業や地方では依然としてテレワーク実施率は低水準に止まっているほか、感染拡大防止対策の観点からテレワークに取り組んでいる企業が多いこと等から、緊急事態宣言などが解除されるとテレワーク実施率が下がる傾向がある。

イ 「テレワーク・デイズ」の実施

総務省では、都心部の交通混雑緩和と全国的なテレワークの定着を目的として、2017年（平成29年）以降、関係省庁などとともに、夏季に「テレワーク・デイズ」という期間を設け、企業などに対し、全国一斉のテレワーク実施を呼び掛けてきた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された2021年（令和3年）には、選手、関係者などの移動も発生することから、人と人との接触機会の抑制や交通混雑の緩和を通じて安全・安心な大会を実現するため、大会期間を含む7月19日から9月5日までを「テレワーク・デイズ2021」と設定し、テレワークの集中的な実施を呼び掛けた。

ウ テレワーク普及に対する支援

総務省では、先進事例の選定・公表を通じて企業などのテレワーク導入のインセンティブを高め、テレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積にも繋げるため、2015年（平成27年）から、テレワークの十分な利用実績が認められる企業を表彰する「テレワーク先駆者百選」を実施しており、その中でも、経営成果やICTの利活用、地方創生への貢献といった観点から特に優れた取組を行っている企業には、「総務大臣賞」を授与している。

また、テレワーク実施率が依然低水準な中小企業や地方でのテレワーク導入を支援するため、地域の商工会議所や社会保険労務士会と連携し、テレワークに係る地域窓口（テレワーク・サポートネットワーク）を全国的に整備し、総合通信局等とも連携して周知広報等を実施している。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業などを対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施し、より良質なテレワークの普及に向けて取り組んでいる。これらの支援は、2022年度（令和4年度）からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として実施している。

そのほか、総務省では、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業などがテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイドライン」や「中小企業など担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定しており、2021年度（令和3年度）には、それぞれの改定版を公表した。

3 スマートシティ構想の推進

総務省では、2012年度（平成24年度）に開始したICT街づくり関連事業を発展させ、2017年度（平成29年度）からは、都市が抱える多様な課題を解決することを目的とし分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保されたデータ連携基盤の導入を促進する「データ連携促進型スマートシティ推進事業」を実施している。

2021年度（令和3年度）は、内閣府をはじめとする関係府省により「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」を新たに設置し、関係府省と一体となってスマートシティの実現を推進し、総務省では9自治体・団体での事業を支援した。

4 教育分野におけるICT利活用の推進

総務省では、教育分野でのICTの利活用を更に推進するため、文部科学省と連携し、2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）まで、教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」におけるデータを活用し両システムの安全かつ効果的・効率的なデータ連携方法などについて検証する「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」を実施した。2020年度（令和2年度）は、実証成果である「スマートスクール・プラットフォーム技術仕様」をホームページに公開の上、普及・促進するための取組を行い、2021年度（令和3年度）からは、学校外で事業者が保有するデジタル学習システム間での情報連携を可能とする基盤である「デジタル教育プラットフォーム」の実現に向け、必要な技術仕様（参照モデル）の検討を実施している。

また、2020年度（令和2年度）には、ローカル5Gの教育現場における活用モデルの構築を行った。具体的には、ローカル5G基地局を設置することで教育現場に5G利用環境を構築し、超高速等の5Gの特長を活かした実証を行い、ユースケースの周知を図っている。

5 医療分野におけるICT利活用の推進

我が国は、超高齢化社会に突入しており、医療・介護費の増大や医療資源の偏在などの課題の解決、医療製品・サービスの強化に向けて医療・介護・健康分野のネットワーク化や先導的なICTの利活用の推進が急務となっている。

総務省では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）による研究事業として、2020年度（令和2年度）からは、高度な遠隔医療の実現に必要なネットワークなどの研究、AI・IoTを活用したデータ基盤開発を実施するほか、同年度から2年間高度な遠隔医療の実現に必要なネットワークなどの研究を行い、2022年度（令和4年度）から高度遠隔医療ネットワークの実用化に向けた研究事業を実施している。

このほか、民間事業者などによるPHR^{*3}の利活用の促進に向け、厚生労働省及び経済産業省とともに、民間PHR事業者が遵守すべき要件について検討を行い、2021年（令和3年）4月（2022年（令和4年）4月一部改正）に「民間PHR事業者による健診など情報の取扱いに関する基本的指針」を取りまとめ、公表した。

6 防災情報システムの整備

我が国は世界有数の災害大国であり、大規模な自然災害が発生する都度、社会・経済的に大きな損害を被ってきた。今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が予測される中で、ICTを効率的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要である。

ア 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況などに係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害時にも通信を確実に確保できる通信ネットワークが必要である。このため、現在、国、消防庁、地方公共団体、住民などを結ぶ消防

^{*3} Personal Health Recordの略語。一般的には、生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）である。電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することが期待される。

防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村などを結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民などを結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方公共団体又は地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワークなどが構築されている。また、衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組などを進めている。

イ 災害対策用移動通信機器の配備

総務省では、携帯電話などの通信が遮断した場合でも被災地域における通信が確保できるよう、地方公共団体などに、災害対策用移動通信機器を貸し出している（2022年（令和4年）4月現在、衛星携帯電話317台、MCA無線280台、簡易無線1,065台を全国の総合通信局等に配備）。これらの機器を活用することにより、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要な情報伝達の補完を行うことが期待されている。

ウ 災害時の非常用通信手段の確保

災害時などに公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況などに備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度（平成28年度）から全国の総合通信局等に順次配備し、地方公共団体などの防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている。

エ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話などに配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線などにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備しており、Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、不具合解消対策などの運用改善やJアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの機能向上を進めている。

オ Lアラートの活用の推進

総務省では、地方公共団体などが発出する避難指示などの災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者など多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（Lアラート）の活用を推進している。Lアラートは、2019年（平成31年）4月から福岡県が運用を開始したことによって全47都道府県での運用が実現するなど全国的な普及が進み、災害情報インフラとして一定の役割を担うに至っている。

総務省では、Lアラートの更なる普及・利活用の促進のために、Lアラートを介して提供される災害関連情報を地図化し、来訪者などその地域に詳しくない者であっても避難指示などの発令地区などを容易に理解することを可能にするための実証に取り組んだほか、地方公共団体職員などの利用者を対象としたLアラートに関する研修などを継続して行ってきた。

7 マイナンバーカード・公的個人認証サービスの利活用の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応において、国などのデジタル化について様々な課題が明らかとなり、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードの利便性の向上が一層求められて

いる。デジタル・ガバメント実行計画の「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」（令和2年12月25日閣議決定）で、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載について検討することとされた。

これを踏まえ、総務省では、2020年（令和2年）11月から外部有識者などにより構成される「マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会」を開催し、同検討会で、2022年（令和4年）4月に、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載に向けた今後の取組の方向性について第2次とりまとめが行われた。今後はデジタル庁で具体的な検討・構築が進められる予定である。

3 データ流通・活用と新事業の促進

1 情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、総務省及び経済産業省は、2018年（平成30年）6月に、民間団体などによる情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を取りまとめた。この指針は、利用者個人を起点としたデータの利活用に主眼を置いて作成されており、①認定基準、②モデル約款の記載事項、③認定スキームから構成されている。この指針に基づき、認定団体である一般社団法人日本IT団体連盟が、2018年（平成30年）6月に第一弾となる「情報銀行」認定を決定し、2022年（令和4年）2月までに、計7社に対し「情報銀行」認定が決定されている。

その後も指針の見直しを行い、2021年（令和3年）8月には制度運用の過程で顕在化した課題である健康・医療分野の情報の取扱いや提供先第三者の選定などについての改訂を行い、「情報信託機能の認定に係る指針ver2.1」を公表した。2022年（令和4年）4月には、2020年及び2021年個人情報保護法への対応や、情報銀行におけるプロファイリングの規律の在り方に関する議論を踏まえ、「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.2（案）」及び「情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理（案）」を公表している。

2 キャッシュレス決済の推進

2019年（令和元年）6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」で、2025年（令和7年）6月までにキャッシュレス決済比率を倍増し4割程度とすることを目指し、キャッシュレス化推進を図ることとされた。

キャッシュレス決済手段のうち、コード決済については、サービスが多数併存している現状では、店舗にとっては複数導入するとオペレーションが煩雑になるという課題がある。そのため、関係団体・事業者などによる推進団体として設立された「一般社団法人キャッシュレス推進協議会」（オブザーバー：総務省、経済産業省など）で、2019年（平成31年）3月に「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」が策定され、同ガイドラインに基づいた統一コードを「JPQR」と呼称することとなった。その後、主に飲食、小売、理美容、タクシーなどJPQRと親和性の高い業界や、住民票などの各種書類発行手数料などのやり取りが発生する自治体窓口などへの普及活動を行い、2021年度（令和3年度）末までの累計で約1万3千店舗がJPQRを導入している。

また、2021年度（令和3年度）には、キャッシュレスによる決済データ・購買データを地域の店舗などが主体的に利活用するための実証事業を行い、ガイドラインの策定などに向けて検討を実施した。

3 クラウドサービスの導入促進

ASP・SaaS、PaaS及びIaaSなどのクラウドサービスの普及に伴い、利用者がクラウドサービスの比較・評価・選択などに十分な情報を得られる環境の整備が必要となっている。総務省では、こうした観点から、2011年（平成23年）（2022年（令和4年）一部改正）に「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」を策定・公表している。これをもとにした民間での活用事例としては、一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）が、上記指針に則りクラウド事業者による情報開示について設けている分野別の認定制度が挙げられる。

そのほか、クラウドサービスの優良事例の周知・広報等について、業界団体との連携を通じて取り組んでいる。

4 ICTベンチャーの発掘・育成

世界の株式時価総額トップ10の過半数が新興ICT企業で占められる中で、我が国でもイノベーションの源泉たるICTベンチャー企業を創出・育成することが急務となっている。総務省及びNICTでは、ICTベンチャーのシーズ発掘・育成に向け、各地の大学、高専、地方自治体、商工会議所などと連携した全国の若手人材・企業の発掘、当該人材・企業へのメンタリング、地方予選などから発掘された学生やベンチャー企業によるビジネスプラン発表会である「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している。

5 AIの普及促進

AIは、インターネットなどを介して他のAI、情報システムなどと連携し、ネットワーク化されること（AIネットワーク化）により、その便益及びリスクの双方が飛躍的に増大するとともに、空間を越えて広く波及することが見込まれている。

総務省では、2016年（平成28年）10月に「AIネットワーク社会推進会議」を立ち上げ、AIネットワーク化の推進に向けて、社会的・経済的・倫理的・法的課題について検討を行っている。同推進会議では、2017年（平成29年）7月にAIの開発で留意することが期待される事項を整理した「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案^{*4}」を、2019年（令和元年）8月にAIの利活用で留意することが期待される事項を整理した「AI利活用ガイドライン^{*5}」を取りまとめ、公表している。その後は、企業等におけるAIに関する意欲的な取組等を取りまとめた報告書を2020年と2021年に公表しており^{*6}、引き続き、「安心・安全で信頼性のあるAIの社会実装」の推進に向けて取り組むこととしている。

さらに、総務省は、G7、OECDなどの国際会議の場におけるAIに関する国際的な議論に積極的に参画している。特に、2020年（令和2年）6月に創設された「人間中心」の考えに基づく責任あるAIの開発と利用に取り組む国際的なイニシアティブ「AIに関するグローバルパートナーシップ」（Global Partnership on AI：GPAI）については、2022年（令和4年）末頃に開催される次回GPAIサミットから日本が議長国に就任することとなっており、引き続き、様々な機会をとらえて情報発信を行うとともに、国際的な議論への貢献に積極的に取り組んでいくこととしている。

^{*4} 国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案 https://www.soumu.go.jp/main_content/000499625.pdf

^{*5} AI利活用ガイドライン https://www.soumu.go.jp/main_content/000809595.pdf

^{*6} 「報告書2020」 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000091.html
「報告書2021」 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000097.html

4 誰もがICTによる利便性を享受できる環境の整備

総務省では、障害や年齢によるデジタルディバイドを解消し、「誰一人取り残さない」デジタル化を実現するため、様々な情報バリアフリー関連施策を積極的に推進するとともに、次代を担う青少年の情報リテラシーの向上に取り組んでいる。

1 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援

総務省では、障害や年齢によるデジタルディバイドの解消を目的に、通信・放送分野における情報バリアフリーの推進に向けた助成を実施している。具体的には、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業などに対して必要な資金を助成する「デジタルディバイド解消に向けた技術など研究開発」を行っており、2021年度（令和3年度）は、4者に対して助成を行った。

また、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、NICTを通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業などに対して必要な資金を助成する「情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金」を交付しており、2021年度（令和3年度）は、5者に対して助成を行った。

2 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者などが通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者などと聴覚障害者など以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保するため、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が、2020年（令和2年）12月に施行され、2021年（令和3年）7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。

3 公共機関のホームページのアクセシビリティの向上

総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページなどを利用しやすくなるよう、2016年（平成28年）4月に、国及び地方公共団体など公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するためのガイドラインとして「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」を作成した。2021年度（令和3年度）には、公的機関におけるウェブアクセシビリティ確保の取組状況に関するアンケート調査及び公的機関ホームページのJIS対応状況調査を実施した。

4 高齢者等のデジタル活用に対する支援

総務省では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタルディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、2021年（令和3年度）から、デジタル活用に不安のある高齢者などを対象として、オンラインによる行政手続などのスマートフォンの利用方法に関する助言・相談などについて、講習会形式で支援を行う「デジタル活用支援推進事業」に取り組

んでいる。2021年度（令和3年度）は、携帯電話ショップなどを中心に全国2,000箇所以上で講習会を開催した（詳細は、コラム3参照）。

5 青少年のメディア情報リテラシーの向上

ア 普及・啓発活動の実施

総務省では、ICT活用の在り方について高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表することにより、青少年のインターネット社会に臨む環境整備の一助になることを目指す「高校生ICTカンファレンス」に協力している。また、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」の実施や「インターネットトラブル事例集」の作成について取り組んでいる。

さらに、放送分野では、これまでに開発した小・中学生及び高校生向け学習用教材の貸出しを中心とした普及・啓発を行っているほか、「放送分野におけるメディアリテラシーサイト」を開設し、ウェブ教材や教育者向けの授業実践パッケージ（指導案、授業レポート、ワークシートなど）を開発・掲載するなど、青少年のメディアリテラシーの向上に取り組んでいる。

イ 青少年のインターネットリテラシーを可視化するテストの実施

総務省では、2011年度（平成23年度）に青少年のインターネットリテラシーを可視化するテストとして「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」を開発し、2012年度（平成24年度）より毎年度、全国の高等学校1年生相当を対象にスマートフォンなど情報通信機器の使用実態に関するアンケートと併せて青少年のインターネットリテラシーを測るテストを実施している。

ウ 地域ICTクラブの普及促進

総務省では、地域で子供たちがプログラミングなどのICT活用スキルを学ぶ機会を提供するとともに、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するものである「地域ICTクラブ」の普及促進に取り組んでいる。具体的には、これまでの実証事業（2018年度（平成30年度）・2019年度（令和元年度））を通じて全国各地で取り組まれた活動などについてホームページにまとめて情報提供などを行うとともに、「地域ICTクラブ」実施団体からなる全国ネットワークの構築などにより「地域ICTクラブ」の一層の普及促進に向けて取り組んでいる。

COLUMN
コラム

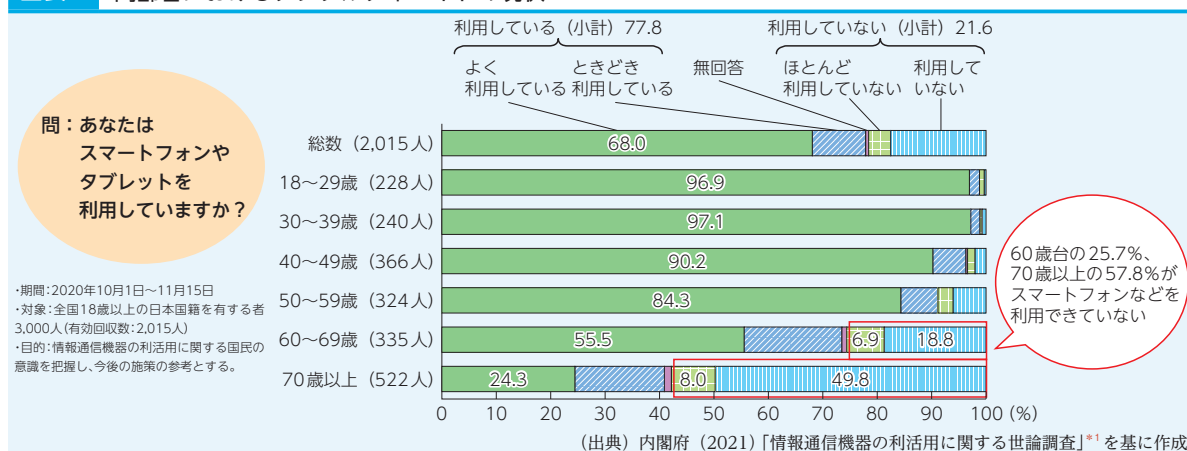
3

高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

1 高齢者におけるデジタルディバイドの現状

2021年（令和3年）12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すことが示されている。翻って、2021年（令和3年）1月に公表された内閣府の世論調査では、60歳代の25.7%、70歳代以上の57.8%がスマートフォンなどの情報通信機器を利用できていないという結果が出ており、年齢が上がるにつれてスマートフォンなどの情報通信機器を利用できていないことがわかる（図表1）。

図表1 高齢者におけるデジタルディバイドの現状



2 「デジタル活用支援推進事業」とは

総務省では、一人ひとりがデジタル活用の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができるよう、「デジタル活用支援推進事業」に取り組んでいる。デジタル活用支援推進事業は、高齢者を中心とするデジタル活用に不安のある方々の解消に向けて、オンラインによる行政手続などのスマートフォンの利用方法に関する講習会を全国的に実施する取組であり、2021年（令和3年）6月から全国で本格的に実施し、民間企業や地方公共団体などと連携して取り組んでいる。

講習会は、総務省が指定する研修を修了した講師によって行われ、受講者の年齢を制限したり、受講料を徴収したりすることはなく、誰でも、何度でも受講することができる。講習会を実施する団体には、全国に拠点を有する携帯電話ショップを想定している全国展開型と、地域のICT企業や社会福祉協議会、シルバー人材センターなど地方公共団体と連携し地域に根差した団体を想定している地域連携型の2つの類型があり、2021年度（令和3年度）は、全国展開型で2,143箇所、地域連携型で198箇所が採択された。この採択箇所数は当初の総務省の想定を大きく上回るものであり、全国的にも関心が高いことがわかった。類型によって、実施できる講習会の講座メニューは異なり、地域連携型はスマートフォンの電源の入れ方やインターネットの使い方など、スマートフォンの操作の仕方を含めた「基本講座」、マイナンバーカードの申請やオンライン行政手続など一歩踏み込んだ「応用講座」を実施することができるが、全国展開型は「応用講座」に限られる。また、デジタル活用支援推進事業のポータルサイトでは、教材や動画を掲載しており、受講者は講習会に参加した後でも、自宅で復習することができる。受講者が講習会をきっかけとして、繰り返しスマートフォンの操作などを行うことで、スマートフォンの利活用の定着を促していきたいと考えている。

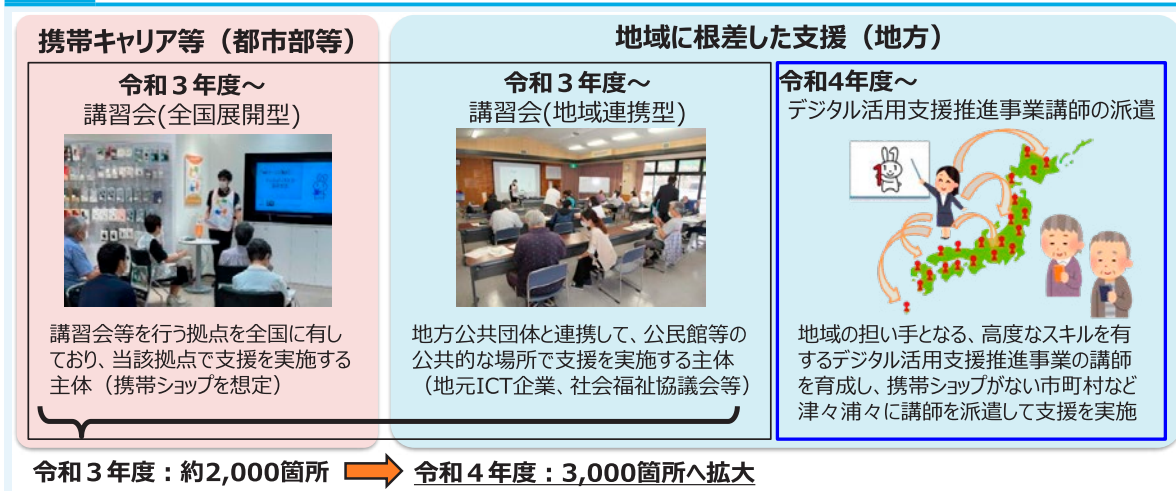
*1 https://survey.gov-online.go.jp/hutai/r02/r02-it_kiki.html

COLUMN 3 コラム

3 「デジタル活用支援推進事業」の今後の展望

デジタル活用支援推進事業は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間、集中的に実施することを計画しているが、ますます広がりつつあるデジタル格差を解消するためにも、本事業の取組を質的・量的に拡大し、世の中のニーズを踏まえて発展させていくことが必要だと考えている。そのため、2022年度（令和4年度）については、講習会の実施箇所数を約3,000箇所大幅に拡充する予定である（図表2）。また、全国的には、携帯電話ショップが存在しない地域が750市町村^{*2}あることから、そのような地域の方々にも支援が行き届くよう、講師の方々を現地に派遣するという新たな取組も開始する予定である。

図表2 デジタル活用支援推進事業の全体像



^{*2} 2021年（令和3年）11月10日集計